

## 社外役員独立基準

東京製鐵株式会社（以下「当社」という）は、当社における社外取締役を独立役員として認定する独立性の基準を明らかにすることを目的として、以下のとおり、社外役員独立基準を定める。なお、本基準は取締役会の決議において改廃を行う。

第 1 条 当社における社外取締役（以下「社外役員」という）が独立性を有すると認定するためには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在であることを条件とする。

1. 当社の出身者<sup>(注 1)</sup>
2. 当社の大株主<sup>(注 2)</sup>
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
  - ① 当社の主要な取引先<sup>(注 3)</sup>
  - ② 当社の主要な借入先<sup>(注 4)</sup>
  - ③ 当社が総議決権の 10%以上の議決権となる株式を直接または間接に保有する企業等
4. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社から多額<sup>(注 5)</sup>の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社から多額の寄付を受けている者<sup>(注 6)</sup>
7. 当社役員の相互就任関係<sup>(注 7)</sup>となる他の会社の業務執行者
8. 近親者<sup>(注 8)</sup>が上記 1 から 7 までのいずれか（4 項及び 5 項を除き、重要な者<sup>(注 9)</sup>に限る）に該当する者
9. 過去 3 年間において、上記 2 から 8 までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利害相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に当社の業務執行取締役その他これに準ずる者並びに使用人（本基準において「業務執行者」という）である者、または、その就任の前10年間に於いて、（ただし、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役（業務執行取締役に該当しない取締役をいう。以下同じ。）または監査役であったことがある者）に於いては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社の業務執行者であった者をいう。

注2：事業年度末に於いて、自己または他人の名義をもって当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する株主をいう。なお、当該大株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社の製品等の販売先又は仕入れ先であつて、その年間取引額が当社又は相手方の売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社が借入を行っている金融機関であつて、その借入金残高が当社事業年度末に於いて当社の総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

① 当該専門家が個人として当社に役務提供している場合には、当社から收受している対価（役員報酬を除く）が、過去3年間の平均で年間1000万円を超える場合をいう。

② 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社に役務提供している場合には、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として、当該団体が当社から收受している金額が、過去3年間の平均で年間1000万円を超える場合をいう。

注6：当社から年間1000万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社の業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等以内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

（付則）

制定 2014年7月18日

改訂 2015年6月25日